

# 令和7年度事業計画

## I. 方針と取組の枠組み

滋賀県は、琵琶湖をほぼ唯一の水系として森・川・里・湖がつながり、豊かで美しい自然に満たされている。県土のおよそ2分の1を占める森林は、人工林、天然林が相まって四季折々の景観を形成しているだけでなく、生命の源である清らかな水を養い、県土を保全して、人間をはじめ多くの生き物の命を支えている。

こうしたことを背景に滋賀県では、琵琶湖森林づくり条例に基づく「琵琶湖森林づくり基本計画（第2期）」が策定され、この計画に沿って、多面的機能の持続的発揮に向けた森林づくりや「やまの健康」を目指した多様な主体との協働による森林・林業・農山村づくりとともに、森林資源の循環利用による林業の成長産業化や豊かな森林を未来に引き継ぐ人づくりが推進されている。併せて、令和4年に開催された第72回全国植樹祭のレガシーとして、緑化活動に取り組む団体と連携し県民の緑化意識の高揚を図りたいとしている。

一方、国においては、「森林經營管理法」に基づき、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立に向けた森林經營管理制度を運用し、併せて、森林環境譲与税による市町村を中心とした新たな森林整備に取り組むこととしている。

こうした中、本会は、今後も公益財団法人としての自主・自立的經營と円滑な組織・事業運営を確保するとともに、「緑の募金」による財源をもとに、県民・企業・団体等の理解と協力を得ながら、緑の募金の一層の普及・啓発と安定的な収入による緑化事業の充実を図ることとしている。

令和7年度は、第4期目となる「中期經營計画」（令和6年度～令和10年度）の第2年度であり、3つの經營方針に沿って「緑の募金」と森・緑づくりの取組を推進する。經營ビジョンとした「未来へつなげる琵琶湖を育む豊かな森林・緑づくり～持続可能な緑あふれる暮らしを地域協働で守り育てる～」の実現を通じて、「SDGs（持続可能な開発目標）」や「MLGs（マザーレイクゴールズ）」が掲げる目標に貢献したい。

具体的には、次の6点を取組の枠組みとして事業を展開する。

- (1) 「緑の募金」の趣旨とともに、森・緑づくりの大切さを啓発し、県民の緑化意識の高揚に努める。
- (2) 県民等による森づくりや学習としての学校林づくり及び森林ボランティア等による協働の森づくりの取組など、身近な森づくりを支援する。
- (3) 県民等により行われる学校、公園等の公共施設を中心とした植樹活動など身近な緑づくりを支援するとともに、安全・安心な緑の空間づくりについてさらに検討する。
- (4) 緑の少年団等の育成を図り、次代を担う青少年による森・緑づくり、環境活動等を推進し、併せて、里山保全や地域の緑化等の取組を進める団体の活動や人材育成を支援する。
- (5) 森・緑づくりは、地球的視野に立った取り組みが必要であることから、国際的な緑化活動に努める。
- (6) 公益目的事業を行う公益財団法人として、適切な事業内容により組織運営を行うとともに、ホームページやSNS等を利用した情報公開・発信に努める。

## II 重点的な取組（事業計画）

### 1. 県民の緑化意識の高揚と募金額の目標達成

#### （1）緑の募金運動

「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」及び「中期経営計画」に基づき、年間5,000万円を目標に、春期は4月～5月、秋期は9月～10月を募金活動期間として、県及び市町緑化推進委員会ならび関係団体等との連携のもとに、「緑の募金」運動を展開する。特に、家庭募金の維持確保とともに、企業募金の向上に積極的に取り組む。なお、募金運動に当たっては、引き続き感染症対策を適切に行いながら実施する。

#### （2）緑化啓発コンクールの実施

緑化啓発のための写真コンクール入賞作品の巡回展示、標語コンクールを実施するとともに、ポスター原画コンクールに協力する。

#### （3）緑化相談の実施

当会または県主催の催し等の場などに「緑化相談員」を配置・派遣して、緑化に関する相談に応じ、身近な緑づくりについての普及・啓発を図る。

#### （4）募金活動等の総合的推進

市町緑化推進委員会が行う募金活動及びこれに基づく森づくりや緑化の推進に関する事業にかかる運営費、事務費等に対して助成し、募金活動、森づくりや緑化の推進に関する事業の総合的な推進を図る。

#### （5）普及啓発活動の総合的推進

緑化意識の向上を図るための啓発活動を総合的に企画運営するとともに、各地域の実情に即した森づくりや緑化が推進されるよう努める。

当会の事業及び緑の募金の実績とその使途等について、広報誌の発行、ホームページへの掲載などにより広く緑化の推進に関する普及・啓発に努める。

国土緑化推進機構及び近畿地区緑化推進協議会との連携により、幅広い啓発に努める。

その他あらゆる機会を捉えて、各種の報道媒体やSNSにより「緑の募金」や森づくり及び緑化の推進に関する資料等を情報提供するとともに、当会の事業や緑化の重要性をわかりやすく説明し、啓発に努める。特に、琵琶湖を取り巻く森林・緑の必要性についても発信を行う。

#### （6）「びわ湖水源のもりづくり関連イベント2025」への参画

びわ湖水源のもりづくり月間（秋）の期間中に、県主催で開催されるイベントに参画して、県民協働による森づくりと緑化の推進に関する県民意識の高揚を図る。

### 2. 身近な森づくりへの支援

木材の生産、水源の涵養、県土・自然環境の保全、地球温暖化の防止ならびに生物多様性の保全などの多面的機能を有する森林を、整備・保全・活用する県民やボランティア等の取組みを支援し、県民参加による森づくりを地域特性に応じて推進する。

なお、支援を受けた団体等にあっては、「緑の募金」啓発活動に積極的に取り組む

ものとする。

#### (1) ふれあいの森づくりへの支援

県民の語らいや休養の場となる森林（語らいの森）、卒業・出産等人生の節目となる出来事を記念して植樹する森（記念の森）、ドングリなど実のなる木の植樹など生き物の棲みやすい環境をつくる森（生き物を育む森）、地域の児童、生徒などの自然観察や野外学習、遊びなどの場となる森（学び、遊びの森）など、地域の特性やニーズに応じて県民自らが行う森づくり活動を支援する。

#### (2) 学校林づくりへの支援

学校教育の一環として実施される学校林の植林や手入れ、学習等の活動を支援し、次代を担う青少年の森林・林業への理解を深めるとともに、森林の多面的機能や環境問題等に対する関心を高める活動を支援する。

#### (3) 協働の森づくりへの支援

県民が協働・連携して行う森づくり活動を支援する。

具体的には、上下流の森林所有者や県民等が連携する森づくり、ボランティア団体等が広く県民等に参加を呼びかけて行う森づくり、森林・緑への理解を深めるため都市部を核とする県民自らが実施する森づくりなど、多様な形態の森づくりを支援する。

### 3. 安全・安心なまちの緑づくりへの支援

県民等と行政との協働により行われる身の回りの生活環境の緑づくりの活動が県土緑化のための大きな活動につながることから、学校、公園等の公共施設を中心とする身近な緑づくりの活動を支援することで、まちの緑づくりを推進する。

また、自治会や団体等が植栽後の樹木等を適切に管理することによって、安全・安心な緑の空間づくりを行う取組についてさらなる検討を行う。

#### (1) 生活環境の緑づくりへの支援

学校や公園等の公共施設・公共用地等の身近な生活環境において、県民の参加により行われる植樹活動に利用される苗木を提供し、生活環境の緑づくりを支援する。

#### (2) 緑のまちづくりへの支援

幼稚園、学校や公園等の公共施設等において記念行事等として関係者の参加により行われる植樹活動であって緑化啓発効果が著しく期待できるものに対して、苗木を提供し、緑のまちづくりを支援する。

#### (3) 淡海の巨木・名木次世代継承事業の推進

県内の巨木・名木に焦点を当て、人々の心の支えやまちの顔あるいは地域の誇りとなっている樹木に必要な手当をすることにより、生き生きとした樹木としてよみがえらせ、次世代へ継承していく。

#### ※ (4) 桜の並木・森の造成等（サクラ苗木の寄贈）

企業から桜の苗木の寄贈を受けて、公共施設、公園、琵琶湖岸等への植栽を進め、国の花「桜」に親しみ、安らぎと潤いの感じられる集いの場を広げる。

### ※（5）学校、福祉施設等の緑化（緑化苗木の寄贈）

企業から寄贈を受けた緑化苗木を、学校や福祉施設等に配布し、安らぎと潤いのある環境づくりを推進する。

### ※（6）平和の緑づくり事業

環境緑化に取り組んでいる企業から支援を受けて、小学校等の公共施設に植樹したシンボルツリー（県の木（モミジ））の種採取と育成を行うなど、継続的な緑づくりに努める。なお、本取組は、令和7年度をもって終了する。

### ※（7）ゴルファーの緑化促進事業

公益社団法人ゴルフ緑化促進会からの緑化協力金により、協力ゴルフ場所在地を中心とした公共施設に植樹等を行う。

### ※（8）学校環境緑化モデル事業

（公社）国土緑化推進機構からの「ローソン緑の募金」により、学校環境の緑化を通じて青少年の環境教育の推進を図る（内定3校）。

### ※（9）天皇陛下ご下賜金記念植樹事業

天皇陛下からの緑の募金に対するご下賜金により、公共地等の緑化のため苗木を購入し、地域の方の協力のもと植樹を行う。

（※ 上記（4）、（5）は現物苗木受領のため本会経理は未計上、（6）は平和堂事業、（7）、（8）、（9）は緑化一般事業）

## 4. 次代のリーダー等の育成

森林環境学習や環境保全の取組みを通じて、次代のリーダー等となる人々の緑化意識を高めるため、人材育成を進めるほか、自主的にそのような活動に取り組む団体活動を支援する。

なお、支援を受けた団体等にあっては「緑の募金」啓発活動に積極的に取り組むものとする。

### （1）緑の少年団等の育成と活動強化

森・緑づくりや環境保全の取り組みは少年・幼年時代からの森林・環境活動により培われることから、「緑の少年団」及び「緑の幼年団」について、その新規結成を促す。また、「緑の少年団サポーター」である滋賀森林インストラクター会による少年団指導員の資質向上を目指した研修等によりその育成及び活動の活性化を図る。併せて、交流会等の開催、各種大会への参加を支援する。

### （2）森林・緑化活動団体等の活動への支援

「緑の募金」を県域的に推進する森林・緑化活動団体の活動を支援し、森づくり・県土の緑化の推進を図る。具体的には、里山等の保全活動を通じて地域の緑づくりや環境保全に継続的に取り組んでいるボランティア団体の活動のほか、県民向けの森づくり等に関する研修・啓発により地域に根ざした人材育成を図る活動を支援する。

### （3）企業等の緑化推進に関する研修の実施

事業所及びその周辺や身近なまちの緑化の推進は地域環境に大きな影響を与えることから、効果的な実施を図るため、緑化事業関係者等を対象に緑化に関する知

識・技術についての研修会を開催し、実践力の向上を図る。

#### (4) 県との連携による企業等の森づくり・緑づくりの包括的サポート

県と連携・役割分担し、森づくりや緑づくりと関わりたい企業等をサポートする体制づくりを検討する。また、森林・緑づくりによる脱炭素・生物多様性等の実現や、森林空間の活用などにつながる具体的な方策について研究する。

### 5. 國際的な緑化活動の実施

本県と関係が深い国との森・緑づくりに関する親善交流イベントや植樹活動などを実施する団体があれば支援を行う。

### 6. 公正で開かれた組織運営と効果的な広報

公益財団法人として理事会、評議員会、運営協議会の機能的な運営を図るとともに、当会事務局と県内5森林整備事務所（支所）の緑化地区担当及び19市町の緑化推進委員会との連絡調整、意思疎通を円滑にするため、電子媒体等の有効活用による情報提供、意見、提案の場を設ける。

また、他府県の緑化推進委員会等の活動も参考にしながら、効果的な公益財団活動を研究する。

これらの当会の業務運営の透明化及び適正化を図るために、ホームページの充実によって情報公開の一層の推進を図るとともに、SNS等様々な広報媒体を積極的に活用し情報発信に努める。

※ 近畿地区緑化推進協議会の開催／効果的な緑化運動の展開推進方策を考察し、  
国土緑化の促進を図る共同目的を達成するため、近畿7府県緑化推進委員会で協  
議・検討する会議を本県で開催する。

## III 推進体制

### 1. 自主財源の確保

積極的かつ効果的な啓発活動による募金目標額の達成と基本財産の安全・確実・効率性の高い運用を図る。

### 2. 進行管理と点検評価

当計画の推進を図るため、「P D C A型運営システム（計画（Plan）－実施（Do）－評価（Check）－反映（Action））」による進行管理に努める。

毎年度、運営協議会で数値目標（緑の募金額等）の達成度及び事業の進行状況を点検し、事業の効果等について評価する。

### 3. 実施状況の公表

森・緑づくりの普及・啓発や森林整備、緑化推進施策の実施状況等については、当会の広報誌“湖国「緑の募金」”やホームページ、SNS等を活用して広く公表する。